

認可外保育施設 施設長 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長  
松岡 敏幸

## 令和6年度「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金」のご案内

日頃より、世田谷区の保育行政にご協力いただきお礼申し上げます。

子どもの睡眠時等の安全・安心を確保するため、ベビーセンサーの購入等に係る必要経費の補助金について、下記のとおりご案内いたします。内容をご確認いただき、期限内にご申請いただきますよう、お願いいたします。

### 1 事業目的

世田谷区内に所在する施設で行う子どもの睡眠中の事故防止、見守り、その他の置き去り等の事故防止を目的とします。

なお、ベビーセンサー等の機器は、保育従事者による安全確保業務の代替となるものではなく、あくまでも、安全・安心な保育環境を確保するための補完として活用してください。そのため、機器等を導入した場合においても、保育従事者による取組みを欠かさずに実施して、安全・安心な保育環境を確保してください。

(保育従事者による取組みの例)

- ◆子どもの睡眠時は、原則として仰向けに寝かせ、子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する。
- ◆散歩などの園外活動時は、職員間の役割分担を確認し、常に園児の行動の把握に努め、見失いを防止する。

★ ベビーセンサーの導入イメージ、メリットについては別紙をご覧ください

### 2 補助対象

#### (1) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、物品の購入については、契約の締結、納品及び支払を、委託については契約の締結、委託内容の履行及び支払を完了したもの

#### (2) 対象経費

項番	項目	対象施設等	補助上限
(1)	睡眠中の事故防止対策に必要な機器(ベビーセンサー)の購入等に係る経費	0~2歳児 在籍施設	合計200万円 ／施設等
(2)	小児用AEDの購入等に係る経費	全施設	
(3)	見守りを目的とした機器(見守りカメラ等)の購入等に係る経費		
(4)	ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器(ICタグ等)の購入等に係る経費		

※項番3・4の合計補助上限額は100万円とします。

ケース1 項番1・2: 150万円 項番3・4: 50万円 ⇒補助交付金額200万円

ケース2 項番1・2: 100万円 項番3・4: 100万円 ⇒補助交付金額200万円

ケース3 項番1・2: 50万円 項番3・4: 150万円 ⇒補助交付金額150万円(項番1・2: 50万円、項番3・4: 100万円)

### (3) 注意事項

(2) 対象経費の表中のうち、項番(1)の要件について

- ・対象児童については、原則0～2歳の児童を対象とします。
- ・対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動及び体の向きを検知する等の機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（午睡チェック、無呼吸アラーム等）とします。
- ・機器の選定に当たっては、実施主体において、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があること等、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとします。
- ・本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができる等、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものとしてください。このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めてください。
- ・機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象外とします。

※令和5年度以前にベビーセンサー等の補助金の交付を受けた施設は、同タイプの追加購入、買い替えについては、使用対象となる児童の数から差し引かれます。

例) 令和5年度に0～2歳児の児童数10名の施設がベビーセンサー（マットタイプ）を5台購入。

令和6年度にベビーセンサー（マットタイプ）を購入できる台数は、5台となります。（児童数・R5購入台数）

### (4) 補助金の交付金額について

補助金の交付金額は、補助対象経費の合計額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。

## 3 手続きの流れ

### (1) 補助対象経費の算出

購入先・委託先等に確認のうえ、補助対象経費を算出してください。

### (2) 申請（原則、オンライン申請） 【提出期限：令和6年8月30日（金）】

「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）」（以下、申請書という。）を、原則としてオンライン申請にて提出してください。なお、実際に支出した金額と、交付申請に基づき、交付決定した金額は一致する必要があるため、**必ず正確な金額をご申請ください。**

### (3) 交付金額の決定

区で「申請書」の内容を審査のうえ、交付金額を決定します。

交付決定後、「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）」（以下、決定通知書という。）、「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金交付請求書（第4号様式）」（以下、請求書という。）を郵送します。

### (4) 対象経費支出

対象経費を支出の上、購入先・委託先等から領収書等の発行を受けてください。

なお、記載金額の誤りや、購入品目の変更等により、**交付決定金額と実際の支出額が異なる場合は、変更申請が必要となります。**

【変更申請について（原則、オンライン申請）】

交付決定金額と実際の支出額が異なった場合、変更申請が必要となります。

変更申請の手続きは、以下のとおりです。

※変更申請が必要となった場合は、事前に、必ず本件担当あてにご連絡ください。

- ①「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）」（以下、変更等申請書という。）に必要事項を記載し、原則としてオンライン申請により提出してください。
- ②区で内容を審査し、「変更等申請書」とともに変更後の請求額である「請求書」を郵送します。

5 請求（郵送） 【提出期限：令和7年2月28日（金）必着】

以下の書類を本件担当あてに郵送してください。

(1) 「請求書」（**要押印**）

上記（3）決定通知書（変更申請をした場合は、変更等承認書）の送付時に併せてお送りいたします。

※請求書には必ず、代表者印を2か所（代表者記名部分＋上部余白の捨印）押印ください。

(2) 領収書・レシート等の写し（オンライン申請可）

※必ず宛名（施設名又は法人名）が記載されているものとしてください（レシートで宛名がない場合は、施設名を補記してください）。

※上記を提出できない場合は、購入した商品が分かる明細書と併せて、振込証明書等の写しをご提出ください。

6 補助金のお支払い

区で内容を審査した後、登録のある法人の口座にお支払いします。

法人登録事項や振込先等に変更がある場合は、必ず事前に本件担当までご連絡ください。

7 実績報告（原則、オンライン申請） 【提出期限：令和7年3月31日（月）】

「世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金補助事業実績報告書（第9号様式）」を、原則としてオンライン申請にて提出してください。

## 8 世田谷区ホームページ（各種様式の掲載先）

※申請者が社会福祉法人の場合、提出いただきます申請書等は、別様式での提出が必要となります。詳細は、別途メールにてご案内いたします。

ページ番号： 210361



210361 検索

<二次元コード>



ページ番号を入れて  
検索してください。

## 9 オンライン申請について

「3 手続きの流れ」におけるオンライン申請の詳細は、各施設宛のメールに掲載させていただきますのでご確認をお願いいたします。

## 10 その他

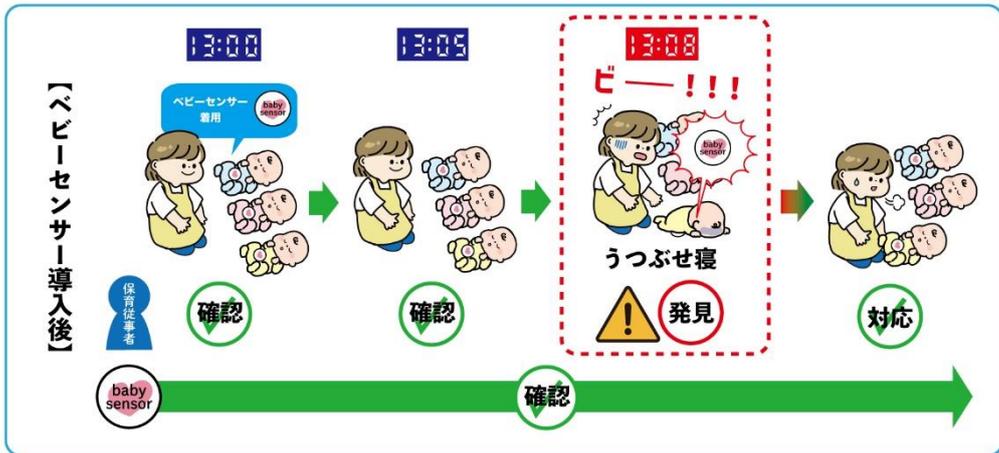
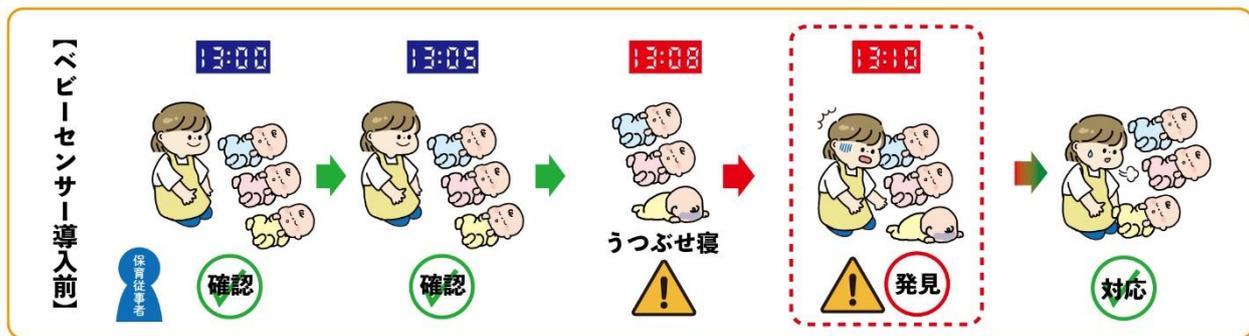
- (1) 円滑な審査・補助金支払のため、各書類の提出期限によらず、早期にご提出いただきますようお願いいたします。
- (2) 本補助金により取得した単価50万円以上の物品を処分（※）する場合は、事前に本件担当あてにご連絡をお願いいたします。  
※補助金の目的以外の用途に使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、又は廃棄すること。
- (3) 本補助金にかかる消費税仕入控除税額の報告について、令和8年6月末までに国への報告が義務付けられています。世田谷区への報告締切は、令和8年4月頃を予定しておりますので、税申告資料について、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

### 【本件担当】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話 03-5432-2224 FAX 03-5432-3018



＜ベビーセンサー＞  
 保育従事者による確認に、ベビーセンサーによる確認が加わることで、安全対策強化（うつぶせ寝の早期発見等）や、保育従事者の心理的な負担軽減が期待されます。

【参考1】子どもの睡眠中の事故防止対策に必要な機器（ベビーセンサー等）主な製品タイプ

①マットタイプ

布団等の下に設置して、子どもの体動が一定時間なかったり、うつぶせの状態になった場合等に、アラーム音等で知らせます。

②カメラタイプ

保育室の天井等に設置して、子どもがうつぶせの状態になった場合等に、アラーム音等で知らせます。

③装着タイプ

子どものおむつや衣服等に装着して、子どもの体動が一定時間なかったり、うつぶせの状態になった場合等に、アラーム音等で知らせます。

※製品によっては、複数の機能を備えていたり、専用アプリ等の連携により、子どもの体の向きや記録等ができたりする場合があります。

【参考2】区内保育施設の主な製品タイプ別導入状況（ベビーセンサー等安全対策物品の導入状況調査（令和6年3月）の結果より）

①マットタイプ

約54%

②カメラタイプ

約1%

③装着タイプ

約45%

【効果的な導入事例（ベビーセンサーのメリットについての保育従事者の声）】

＜施設A（マットタイプのベビーセンサーを導入）＞

保育従事者による確認は省略できないが、人の目に加え、機械による確認ができるという点で、保育従事者の精神的な負担が軽減されたと感じている。

＜施設B（装着タイプのベビーセンサーを導入）＞

保育従事者による確認は当然継続しているが、ベビーセンサーにより、複数の乳幼児の体の向きが把握できるほか、午睡チェック表とも連携しているため、現場での負担軽減につながっていると感じている。

＜施設C（カメラタイプのベビーセンサーを導入）＞

カメラが設置されたことで、よりうつ伏せに対する意識が高まった。

※ベビーセンサーの導入にあたっては、各製品の機能や特徴等を十分精査した上で、子どもの身体への負担に配慮するとともに、保育従事者の過度な負担増につながらないように、ご留意願います。